

第25期第13回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年8月5日(月曜日) 13:30~14:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第2番	近藤孝志	第10番	千葉英明
第3番	加藤宏司	第11番	土岐秀男
第4番	永易博隆	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第16番	土岐典子	第5番	小野義尚
------	------	-----	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールについて



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員17人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

毎日、異常な暑さが続いております。今日は曇って、日差しが少し緩いかと思います。昨日ぐらひは雷が少し聞こえてきましたが、雨は降りません。普段は雨が降ったら困りますが、今は雨が降ってほしいと思うような異常気象です。暦の上では、まもなく立秋になりますが、なかなかそういう訳にはいかないです。暑い毎日が続きますが、みなさん体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。これから農地パトロールも始まりますので、暑さ対策をしっかりして活動していただきたいと思います。

それでは、ただいまから第13回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第5号まで、農政関係は「農地パトロールについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において石川千壽子委員と山口三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田1筆、942㎡でございます。

2ページをお開きください。

62番の1-1さんの1件でございます。内容といたしましては、新規設定。期間は、10年2ヵ月間。利用権の種類は、使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、62番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございます。当該計画（案）に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田10筆、合計面積7,591㎡でございます。

4ページ5ページのうち、5ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、2-1さん、2-2さん、2-3さ

んでございます。

内容は、期間3年間、5年間、8年間、利用権の種類等は、使用貸借権、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

35番、船木字国領、畑1筆、面積495㎡、譲受人は3-1さん。

譲受人は現在7畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、農道及び水路に面した申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後は田として水稲の作付けを予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員である藤田隆委員から報告をいただきます。

藤田委員、お願いします。

【藤田委員】

7月22日に申請者にお話しを伺いました。対象地は、私の隣接地であり、譲渡人と譲受人両者とも近くで耕作していたので、よく知っていました。譲受人に関しては、母の代からこまめに農業をしていて、今も真面目によくやっている方です。特に何も問題ないと思われますので、御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、35番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は12件です。

9ページを御覧ください。

87番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は4-1さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として宅地77.20㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

88番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は4-2さん。

内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

89番、中西町、畑2筆、譲受人は4-3さん。

内容は建売住宅3戸173.88㎡、一体利用地として宅地34.38㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

90番、瀬戸町、畑1筆、譲受人は4-4さん。

内容は建売住宅3戸159.80㎡、一体利用地として宅地248.08㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

91番、松神子一丁目、畑1筆、譲受人は4-5さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

92番、田の上三丁目、畑2筆、譲受人は4-6さん。

内容は自己住宅1戸119.24㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

93番、高田一丁目、畑1筆、譲受人は4-7さん。

内容は自己住宅1戸89.84㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

94番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は4-8さん。

内容は自己住宅1戸73.70㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

95番、阿島四丁目、田9筆、譲受人は4-9さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページを御覧ください。

96番、船木字国領、田1筆、譲受人は4-10さん。

内容は自己住宅1戸86.12㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

97番、船木字国領、田1筆、譲受人は4-11さん外1名。

内容は自己住宅1戸90.05㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

98番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は4-12さん。

内容は自己住宅1戸79.49㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、87番から98番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、87番から98番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページを御覧ください。

議案第5号「農地法第5条第1項許可の取消について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項許可の取消の1件です。

14ページを御覧ください。

2番、松木町、畑1筆、当初計画者は5-1さん。取消理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上の事案につきましては取消願及び添付資料を確認し、取消理由等について、転用事業者の故意又は重大な過失とまでは言えないものであることから、取消についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

以上、2番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項許可の取消について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
事務局から報告をお願いします。

【高橋主幹】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

15ページを御覧ください。

第5番の1件で相続税についてでございます。

内容は宇高町、高田、田3筆、面積計2,989㎡、相続人は、市内在住6-1さん、被相続人は6-2さん、相続開始年月日は、平成20年9月28日です。

地元委員の近藤孝志委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

【藤田会長】

続きまして、16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項です。お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。

本日は、御案内しておりましたとおり、「農地パトロールについて」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

農地パトロールについて説明いたします。

農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められておりますので、今年度も実施いたします。

調査手順につきましては、昨年度と同様となります。

委員さんの担当区域ごとにお配りしておりますA4横の用紙の調査票、B版サイズの地図を使って御説明いたします。

それでは、お配りしております調査票を御覧ください。

A4サイズの横書きでカラー印刷している分です。町名ごとに調査票を分けて、地番の若い順に並べております。

調査表の左半分が基本情報となっており、左から所在地、地目、面積、所有者、耕作者を記載しております。耕作者の右側が昨年度の調査結果となっており、区分欄については、昨年度遊休農地であった場合は、「1：農地法第32条第1項第1号（緑）」もしくは「2：農地法第32条第1項第1号（黄）」と記載しております。

また、遊休農地の区分とはせず、保留にしているものについては、「保留」と記載していますので、遊休農地だけではなく、昨年度保留にした箇所についてもパトロールをお願いいたします。

また、現況と発生場所の区分については、昨年度の状況を記載しております。

発生場所の区分の右隣のピンク色の欄に今回の調査結果を記入していただくようになりますが、営農再開の場合はア、保全管理の場合はウ、遊休農地の場合は×となります。右端は地図のページ番号となります。なお、ウ、遊休農地の場合については、更に、緑と黄色の区分をご記入ください。

遊休農地の緑と黄色の判別の仕方については、別添資料「遊休農地の緑区分、黄区分の判断基準について」をお目通しください。遊休農地と判断した場合に、緑区分としては、草刈り等により、直ちに耕作することが可能な遊休農地、黄区分としては、重機等

使用の実施により再生が可能な遊休農地として判別をお願いします。要するに、重機が不要な場合は、緑区分、重機が必要な場合は黄区分で判定してください。

また、新規で発生した場合には、空白の用紙をつけていますので、そちらに記入をお願いします。

続いて、地図についての説明ですが、昨年度の調査結果内容で色塗りをしております。遊休農地のうち、緑色に塗っているものは、緑区分の遊休農地で、黄色に塗っているものは、黄区分の遊休農地となっております。赤囲みで×を入れているものについては、保留分です。

現地では地図に書き込み、あとから調査票に転記するなど各自で工夫していただき、調査結果を記入された調査票について、10月7日の総会までに事務局まで提出をお願いします。

パトロールの際には、委員会親睦会よりお茶を買ってお渡ししますが、暑い時期ですので、十分な水分補給と帽子をかぶるなどの熱中症対策をしてパトロールに臨んでください。また、パトロールについて、不明な点がございましたら、同行している事務局職員に御相談ください。以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

またわからないことがありましたら、現地で担当に聞いてください。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第13回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員